

都の助成 **奨学給付金**

私立高等学校等に通う生徒の保護者の方の授業料以外の教育費負担を都が軽減する制度です。

手続きの流れ 申請時期	6～7月頃(毎年度申請が必要です。) 6月頃に在学校を通じて手続きをお知らせし、当財団ホームページでもご案内します。	
対象者	都内にお住まいで、私立の「高等学校」「高等専門学校(1～3年)」「専修学校(高等課程)」等に在学する生徒の保護者です。※1	
給付額 ※2	区分	給付額(年額)
	○生活保護生業扶助受給世帯	5万2,600円
	○住民税が非課税の世帯 ○住民税が均等割のみの世帯	3万8,100円
お問合せ先	東京都私学就学支援金センター ☎ 03-5206-7925 (東京都新宿区神楽坂1-15 神楽坂1丁目ビル2階) 奨学給付金担当 (受付時間 平日9:15～17:00)	

※1 奨学給付金は、保護者がお住まいの都道府県から給付されます。保護者の住所が都外の場合は、保護者がお住まいの道府県へお問合せください。
 ※2 全日制課程の私立高等学校等とは給付額が異なります。

貸付(無利子) **育英資金**

勉学意欲がありながら経済的理由で学校に通うことが難しい生徒本人に、都が奨学金を無利子でお貸しする制度です。

手続きの流れ						
申請時期	4月から各学校の定める期間内(おおむね1～2カ月) 手続きは在学校にお問合せください。 一度、奨学生として採用されれば、原則として在学中は貸付を受けられます。 (申込期間後に家計急変があった場合は学校へご相談ください。)					
対象者	都内にお住まいで、国公立の「高等学校」「特別支援学校(高等部)」「高等専門学校」「専修学校(高等課程)」等に在学する生徒です。(就学支援金や授業料軽減助成金とは異なる保護者の所得制限があります。)					
貸付月額	<table border="1"> <tr> <th>私立</th> <th>国公立</th> </tr> <tr> <td>3万5,000円</td> <td>1万8,000円</td> </tr> </table>	私立	国公立	3万5,000円	1万8,000円	育英資金は貸付です!
私立	国公立					
3万5,000円	1万8,000円					
返済方法	貸付終了から、おおむね11～13年間で返済していただきます。					
保証人	連帯保証人2名が必要です。					
お問合せ先	公益財団法人 東京都私学財団 育英資金課 ☎ 03-5206-7929 (受付時間 平日9:15～17:00)					

公益財団法人 **東京都私学財団** について

都内にある私立学校の教育の充実や発展を図るとともに、都民の教育費負担を軽減するための支援を行っています。

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ11階

[東京都私学財団](http://www.shigaku-tokyo.or.jp) 検索 <http://www.shigaku-tokyo.or.jp>

生徒・保護者のみなさまへ **平成30年度**

私立通信制高校(都認可※)の授業料負担が軽減されます!

※NHK学園高等学校、大原学園高等学校、科学技術学園高等学校、北豊島高等学校、聖パウロ学園高等学校、東海大学付属望星高等学校、日出高等学校、立志舎高等学校(注)生徒非募集校を除く。

授業料の負担軽減

国の助成

就学支援金

年収目安
約350万円～約760万円

都の助成

授業料軽減助成金

→都内在住要件があります。

年 **22万3,000円**
(都認可私立通信制高校平均授業料相当)
ただし在学校の授業料が上限

◎年収目安約350万円未満の世帯と年収目安約760万円～約910万円未満の世帯は、就学支援金のみ対象です。

授業料以外の負担軽減

都の助成

奨学給付金

→都内在住要件があります。

年 **5万2,600円** (最大)

学費全般の支援

貸付(無利子)

育英資金

→都内在住要件があります。

年 **42万円**

全ての制度は併用できます。
それぞれの制度で、所得要件等があります。

忘れずに申請してください!!
それぞれの制度で毎年度申請が必要です。
(育英資金は除く)

公益財団法人 **東京都私学財団**

○この内容は平成30年度のもので、31年度以降は変更となる場合があります。
 ○平成26年3月31日以前から在学している方等は本リーフレットとは別の旧制度の対象となる場合があります。詳細については在学校にお問合せください。
 ○年収の目安は、給与収入のみの4人世帯(夫婦と子ども2人)をモデルとした場合です。年収は目安であり、審査は住民税課税額(年額)等に基づき行います。

保護者の年収目安と軽減額

世帯年収等により軽減額が異なります。利用できる制度を確認してください！



年収目安 (モデル世帯) ※1	授業料の負担軽減		授業料以外の負担軽減	学費全般の支援
	就学支援金(国)	授業料軽減助成金(都)	奨学給付金(都)	育英資金(都)
約910万円 ～ 約760万円	118,800円※3 (単位制:4,812円×履修単位数※4)	授業料負担軽減額の合計 ※2 223,000円		世帯の条件によって利用可能な貸付制度です。 420,000円
約760万円 ～ 約590万円	118,800円 + 104,200円※2 (単位制:4,812円×履修単位数※4)			
約590万円 ～ 約350万円	178,200円 + 44,800円※2 (単位制:7,218円×履修単位数※4)			
約350万円 ～ 約250万円	237,600円※3 (単位制:9,624円×履修単位数※4)			
約250万円 未満	297,000円※3 (単位制:12,030円×履修単位数※4)	38,100円		
生活保護世帯	297,000円※3 (単位制:12,030円×履修単位数※4)	52,600円		

※1 年収目安は、給与収入のみの4人世帯(夫婦と子ども2人)をモデルとした場合です。年収は目安であり、審査は住民税課税額(年額)等で行いますので、軽減額は、右の表の各区分記載の税額に基づきご確認ください。

※2 年収目安約350万円～約760万円の世帯については、就学支援金と授業料軽減助成金の支給総額(最大軽減額)は、223,000円の範囲内で保護者が負担する在学学校の授業料が上限となります。

※3 ※2以外の世帯は、就学支援金の範囲内で保護者が負担する在学学校の授業料が上限となります。

※4 1単位当たりの授業料が定められている場合は、履修単位数に応じた支給となります。支給対象単位数の上限は、年間30単位で、在学中の合計は74単位が上限となります。

授業料の負担軽減はどのように制度がわかれているんですか？

就学支援金は国の制度で、全国で共通です。授業料軽減助成金は東京都独自の制度で、都内在住で、都認可の私立通信制高校に通っている方が対象です。そのため、それぞれの基準での審査があります。



国の助成

就学支援金

私立高等学校等に通う生徒が安心して勉学に打ち込めるよう、授業料の一部に充てる費用として「高等学校等就学支援金」を国が学校に支払い、家庭の教育費負担を軽減する制度です。

手続きの流れ	<p>在学する学校に申請します。 → 学校</p> <p>← 授業料支払い後に還付されるなど、支給方法は学校により異なります。</p>																
申請時期	1年生は4月と6月頃(年2回)、2・3年生は6月頃(年1回) 在学学校を通じて手続きをお知らせします。																
対象者	私立の「高等学校」「特別支援学校(高等部)」「高等専門学校(1～3年)」「専修学校(高等課程)」等に在学する生徒です。																
軽減額	区分	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年収の目安4人世帯(夫婦と子ども2人)の例</th> <th>軽減額(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○生活保護世帯 ○住民税が非課税の世帯 ○住民税が均等割のみの世帯</td> <td>約250万円未満</td> <td>29万7,000円</td> </tr> <tr> <td>○4月～6月分は区市町村民税所得割額が51,300円未満の世帯 ○7月～翌3月分は都道府県民税・区市町村民税所得割額の合計額が85,500円未満の世帯</td> <td>約250万円～約350万円未満</td> <td>23万7,600円</td> </tr> <tr> <td>○4月～6月分は区市町村民税所得割額が154,500円未満の世帯 ○7月～翌3月分は都道府県民税・区市町村民税所得割額の合計額が257,500円未満の世帯</td> <td>約350万円～約590万円未満</td> <td>17万8,200円</td> </tr> <tr> <td>○4月～6月分は区市町村民税所得割額が304,200円未満の世帯 ○7月～翌3月分は都道府県民税・区市町村民税所得割額の合計額が507,000円未満の世帯</td> <td>約590万円～約910万円未満</td> <td>11万8,800円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	年収の目安4人世帯(夫婦と子ども2人)の例	軽減額(年額)	○生活保護世帯 ○住民税が非課税の世帯 ○住民税が均等割のみの世帯	約250万円未満	29万7,000円	○4月～6月分は区市町村民税所得割額が51,300円未満の世帯 ○7月～翌3月分は都道府県民税・区市町村民税所得割額の合計額が85,500円未満の世帯	約250万円～約350万円未満	23万7,600円	○4月～6月分は区市町村民税所得割額が154,500円未満の世帯 ○7月～翌3月分は都道府県民税・区市町村民税所得割額の合計額が257,500円未満の世帯	約350万円～約590万円未満	17万8,200円	○4月～6月分は区市町村民税所得割額が304,200円未満の世帯 ○7月～翌3月分は都道府県民税・区市町村民税所得割額の合計額が507,000円未満の世帯	約590万円～約910万円未満	11万8,800円
区分	年収の目安4人世帯(夫婦と子ども2人)の例	軽減額(年額)															
○生活保護世帯 ○住民税が非課税の世帯 ○住民税が均等割のみの世帯	約250万円未満	29万7,000円															
○4月～6月分は区市町村民税所得割額が51,300円未満の世帯 ○7月～翌3月分は都道府県民税・区市町村民税所得割額の合計額が85,500円未満の世帯	約250万円～約350万円未満	23万7,600円															
○4月～6月分は区市町村民税所得割額が154,500円未満の世帯 ○7月～翌3月分は都道府県民税・区市町村民税所得割額の合計額が257,500円未満の世帯	約350万円～約590万円未満	17万8,200円															
○4月～6月分は区市町村民税所得割額が304,200円未満の世帯 ○7月～翌3月分は都道府県民税・区市町村民税所得割額の合計額が507,000円未満の世帯	約590万円～約910万円未満	11万8,800円															
お問合せ先	東京都私学就学支援金センター (東京都新宿区神楽坂1-15 神楽坂1丁目ビル3階) 就学支援金担当 ☎ 03-5206-7814 (受付時間 平日9:15～17:00)																

※4月～6月分と7月～翌3月分で加算の判定基準が異なります。年収の目安は変わりません。

※高等学校等を中途退学した生徒が、再び都内の私立高等学校等で学び直す場合、就学支援金の受給終了後卒業までの間(最長24ヶ月)、就学支援金相当額を支給する制度「学び直し支援金」があります。

都の助成

授業料軽減助成金

私立高等学校等に通う生徒の保護者の方の経済的負担を軽減するために、都が授業料の一部を助成する制度です。

手続きの流れ	<p>東京都私学財団に申請します。 → 公益財団法人 東京都私学財団</p> <p>← 東京都私学財団から申請者の口座に直接振込みます。</p>										
申請時期	10月頃(毎年度申請が必要です。) 9月頃に在学学校を通じて手続きをお知らせし、当財団ホームページでもご案内します。										
対象者	生徒と保護者が都内にお住まいで、都認可私立通信制高等学校に在学する生徒の保護者です。										
軽減額	区分	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年収の目安4人世帯(夫婦と子ども2人)の例</th> <th>軽減額(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○都道府県民税・区市町村民税所得割額の合計額が257,500円未満の世帯</td> <td>約350万円～約590万円未満</td> <td>4万4,800円</td> </tr> <tr> <td>○住民税が一定基準以下の世帯</td> <td>約590万円～約760万円</td> <td>10万4,200円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	年収の目安4人世帯(夫婦と子ども2人)の例	軽減額(年額)	○都道府県民税・区市町村民税所得割額の合計額が257,500円未満の世帯	約350万円～約590万円未満	4万4,800円	○住民税が一定基準以下の世帯	約590万円～約760万円	10万4,200円
区分	年収の目安4人世帯(夫婦と子ども2人)の例	軽減額(年額)									
○都道府県民税・区市町村民税所得割額の合計額が257,500円未満の世帯	約350万円～約590万円未満	4万4,800円									
○住民税が一定基準以下の世帯	約590万円～約760万円	10万4,200円									
お問合せ先	東京都私学就学支援金センター (東京都新宿区神楽坂1-15 神楽坂1丁目ビル2階) 授業料軽減助成金担当 ☎ 03-5206-7925 (受付時間 平日9:15～17:00)										

※全日制課程の私立高等学校等とは申請時期及び軽減額が異なります。